

議員提出議案第 17 号
富山市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定に
賛成する討論

自民クラブ 村上和久

まず、市の仕事を考える。人を対象とすれば「ゆりかごから墓場まで」どこるか、生まれる前からいや、不妊治療の助成などを含めれば、さらに前から市民の人生に関わることと言える。

地理的対象となれば、本市の面積 1,242 km²は言うに及ばず、海上そしてイタリア、ネパール、インドネシア等の海外にまでその範囲は及ぶ。

また、本市の政策は、全国初となるものや他都市に類を見ないものが多い。

議員は、その成果を検証することや新たな政策を提案すること、市民の要望に応えるための広聴活動や調査研究、視察、研修、検討、討論等、多忙を極め、とても 38 人では足りないから、定数を増やすべきだという提案があっても良く、これが議会改革の一つの方向性となることも健全な姿であるとは私考える。

この場合、堂々と議員定数の引き上げを主張すれば良い。

ところが現実はどうか？

例えば、富山市議会業務継続計画の策定について協議した各派代表者会議では、災害発生後に召集される富山市議会災害対策会議に少数会派の参加を求める意見が、五つの会派から相次いだ。この後開催された、議会運営委員会ではこれを「一部会派の一議員からの提案」との認識を示す委員の発言があり、富山市議会災害対策会議は、少数会派のオブザーバー参加さえ許さないこととなった。

これに対し、次の議会運営委員会において、異議を唱えるべく、委員外議員の発言申出書を提出したにもかかわらず、発言は許可されなかった。

少数意見が十分な議論の末、議会の多数とならなければ、その結果は認めて然るべきだが、議論を避け、議員に発言の機会すら与えないのは少数意見の封殺であり、大きな問題である。

今議会中、議会運営委員会で、「会派」の定義について論じられたが、これにどれほど意義があるだろうか。「会派」の国語的意味が一般的に複数の議員によるとするなら、各派代表者会議は「会派代表者及び会派に属しない議員で構成する」と定義すれば良いだけのことである。

各派代表者会議は全員協議会に代わるものとして、存在意義があるので、一人会派を各派代表者会議から排除するなら、毎度毎度、全員協議会を開く必要がある。2人以上の会派が1人以上の代表者をもって会派の代表となることができても、一人会派から代表を出さないとすれば、その合議体の決定は、簡易的にでさえ議会全体の合意とは言えないからである。

わかりやすく言えば、一人会派の自民クラブの意思は、他の会派の代表者では代弁できず、代わって意思表示することもできないということである。

一方、複数の議員によって構成されている会派は、その代表者をもって会派構成員の意思を各派代表者会議において表現していることが前提である。

しかしながら、その前提が崩れ、非代表者に不満が生じているとするなら、私は同情を禁じ得ない。

これは、すなわち本議会の合議体としての成熟度が極めて低いことを意味し、このことから、定数38は多すぎると考える。

委員会視察を実施しないことを早々に決定したり、委員外議員の傍聴機会確保の意義もあるネット中継に消極的であったり、委員会審査の前日に討論の通告期限を設定する、つまり審査の前に賛否を決めることに問題意識がなかったり、委員会の意義についての認識の程度が、図らずもコロナ禍によって、さきの6月議会で浮き彫りとなった。

政務活動費のあり方を巡っては、かつて、すべての会派が良しとしたものだけを使途として規定したはずだが、今では、全ての会派がダメだと言わなければ、特定の使い方をやめさせることができない状態となっており、日本一厳しいと称した運用指針は、特定の会派の解釈により変貌している。

議会改革検討調査会においては、他会派や他会派の議員を誹謗する場面が見

られ、建設的意見により前進が期待できる雰囲気醸成はならず、議会改革からは程遠い。

私は、このような議会のあり様を議員の熟議不足と断じざるを得ない。

熟議不足の例をもう一つ挙げる。いわゆる「自転車安全条例」をめぐる議論である。

厚生委員会が作った条例案は目的や理念からして、納得できるものではなく、条例の意義や整合性も不十分極まりないものである。

いわゆる「自転車安全条例」と申し上げたのは、条例名も変わる可能性を持っているということである。なにしろ、条例の目的や理念についてようやく考察し始めたのである。委員長がこれまでの条例案の不備、未熟さを認めたことは良しとするが、議論の少なさ、薄さは回を重ねても改善されない。

特別委員会の議論の総量並びに密度を評価するなら、本来あるべきものの半分にも満たないと私は考える。一方、厚生委員会での議論も含め、これで十分な総量と密度を持っていると言うなら、これを議員定数に当てはめ、私は定数の50%を不要と評価しなければならない。無論、委員会審査だけが議員の仕事ではないから、議員定数の半減までは主張しない。

私は、今の富山市議会では定数28が最適だと考える。そうすると、委員会の定数は7人で質疑、討論、採決することになる。人数が少なくなることで、一人一人の発言の機会や責任感が増し、少数精鋭による活発な議論が展開される場面が想像される。

議会全体では38人より28人の方が、激論を交わし、切磋琢磨の中に、互いに協力し、助け合う環境が醸成されるのではないかと考える。

我々議員は、市民から付託されていることの重みを十分に感じなければいけない。

これに対し、定数を減らすと、市民の意見をくみ取りにくくなるとの意見があるが、我々は、無作為抽出されたサンプルではない。生まれたところの一つでも、活動の範囲は富山市全域、すべてである。

地域の代表とっていただくのは嬉しいことであるが、我々はその地域を多数持てば良いのであって、議員定数を維持することで地域の意見を吸い上げる機会を担保しようという論理は、自らの活動範囲、広聴活動を限定するもので、議会改革に逆行する。

次に、「議員定数を減らせば、首長や行政との力関係が変わってくる。」などという意見があるがまったく論外であり、説明を要しない。

また、定数削減は投票率低下に繋がるとの意見があるが、定数と投票率が比例するならば、市議会より定数が少ない県議会議員選挙の投票率は半分以下になるが、そうならないのは、県議会議員の活動範囲が市議会議員より広いからである。国政選挙も同様である。要は市民にいかに市政に関心を持ってもらうかが重要であり、そのための議会の熟議は欠かせない。

投票率アップは、議員を選ぶことの意義を理解していただくことと、議員の魅力によるべきである。

駐車場が少ない、入口玄関が狭く長蛇の列ができるなど、投票しにくい投票所環境は改善すべきであるが、投票に行きたくなる投票所を作って、投票率を上げようなどとは、私は微塵も考えない。

本議会は当選 2 回以下の議員が多く、切磋琢磨して、熟議の議会へと成長することが可能である。

議会は、論理展開による熟議を行うことにより、正しい判断ができる。そのために私は、本市議会の定数の削減が必要であると考えている。

本条例案は私の主張とは数の上で隔たりがあるし、いわゆる身を切る改革は私の考える改革の方向ではないが、一方で身を守る集計民主主義を潔しとしない。これまで述べた富山市議会のあり様を見るに、定数 38 は多すぎ、その事が議会の停滞を招いている一因と考える。よって、熟議の議会へと変わる契機とするため、定数を削減する本案に賛成する。